

国立大学法人東京外国語大学アジア ・アフリカ言語文化研究所研究生規 程

(昭和40年 4月 1日)
制 定

改正 昭和41年 4月 1日 昭和47年 4月12日
昭和50年 4月16日 昭和51年 4月28日
昭和53年 4月 5日 昭和54年 4月19日
昭和55年 4月 1日 昭和56年 4月 1日
昭和57年 4月14日 昭和58年 4月 6日
昭和59年10月 1日 昭和61年 4月 6日
昭和62年 4月 1日 昭和63年 4月 1日
平成 6年 3月16日 平成14年 5月16日
平成16年10月14日規則第216号 平成18年11月 9日規則第69号
平成20年12月11日規則第61号
平成27年3月12日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第10号
令和3年1月21日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第1号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程第13条に基づき研究生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(入所の時期)

第2条 研究生の入所の時期は、原則として4月又は10月とする。

(出願資格)

第3条 研究生として入所することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(出願手続き)

第4条 研究生として入所を志願する者は、入所時期の1か月前までに入所願(別紙様式)に所定の検定料及び必要書類を添えて、研究所長(以下「所長」という。)に願い出なければならない。

(入所者の選考)

第5条 前条の入所志願者について、教授会が選考を行う。

(入所許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、第12条第1項に定める入所料を納付し、必要な書類を提出しなければならない

2 所長は、前項の入所手続きを完了した者に入所を許可する。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、入所を許可された年度内とする。ただし、研究期間満了後、引き続き研究を希望する者は、所定の研究期間延長願を提出し、所長の許可を得て研究を延長することができる。この場合において、通算3年を超えることはできない。

(指導教員等)

第8条 所長は、研究内容に応じ指導教員を指定する。

2 研究生は、研究内容について指導教員の指導を受け、研究計画書に従って研究所において、研究に従事するものとする。

(研究の修了)

第9条 研究生は、研究期間の終わりにその研究状況又は成果についての報告書を指導教員を経て所長に提出しなければならない。ただし、研究期間を延長しようとするときは、研究期間終了の1か月前までに提出しなければならない。

2 所長は、研究修了者に対し、本人の願い出により修了証明書を交付することができる。

(退所命令)

第10条 所長は、研究生が疾病その他の事由によってその研究を継続することが不適当と認めるときは、退所を命ずることがある。

(退所届)

第11条 研究生は、研究期間の満了前に退所しようとするときは、その理由を付して所長に願い出なければならない。

(検定料、入所料及び研究料)

第12条 研究生の検定料、入所料及び研究料の額は、別に定める。

2 研究料は、前期(4月1日から9月30日)、後期(10月1日から翌年3月31日)の研究期間の各々の開始の月の末日を納付期限とし、その期間に相当する全額を納付するものとする。なお、末日が土曜日、日曜日ないしは国民の祝日に当たるときは、その前日を納付期限とする。

3 前項の納付期限までに研究料を納付しなかった研究生は、納付期限の翌月の1日付けで除籍する。

4 既納の検定料、入所料及び研究料は、還付しない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要事項については、教授会の議を経て、所長が定める。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和47年4月12日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

2 昭和47年度に入所を許可される者に係る入所料の額は、なお従前の例による。

3 昭和47年4月から同年9月までの研究料の額は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和50年4月16日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、昭和51年4月28日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

2 昭和51年4月から同年9月までの研究料の額は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和53年4月5日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和54年4月19日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月14日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和58年4月6日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年3月16日から施行し、平成6年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年5月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月21日から施行する。

(別紙様式)

研究生入所願

(西暦) 年 月 日

東京外国語大学
アジア・アフリカ言語文化研究所長 殿

氏 名
生年月日 年 月 日生
住 所

このたび、下記のとおり研究生として入所したいと思っておりますので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

1. 研究内容

2. 研究期間 年 月 日から
年 月 日まで

3. 指導教員